

第 8 1 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 1 号 )

招 集 年 月 日 平 成 3 0 年 9 月 3 日 ( 月 曜 日 )

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 会 9 月 3 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 1 日 )

議 事 日 程

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 会 期 の 決 定

日 程 第 3 第 68 号 議 案 穴 粟 市 福 祉 医 療 費 助 成 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 ( 専 決 第 1 号 ) の 承 認 に つ い て

日 程 第 4 第 69 号 議 案 ふ る さ と 穴 粟 寄 附 金 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 ( 専 決 第 2 号 ) の 承 認 に つ い て

日 程 第 5 第 70 号 議 案 訴 え の 提 起 の 専 決 処 分 ( 専 決 第 3 号 ) の 承 認 に つ い て

日 程 第 6 第 71 号 議 案 平 成 30 年 度 穴 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 ) の 専 決 処 分 ( 専 決 第 4 号 ) の 承 認 に つ い て

日 程 第 7 第 72 号 議 案 穴 粟 市 長 等 政 治 倫 理 条 例 の 制 定 に つ い て

日 程 第 8 第 73 号 議 案 穴 粟 市 自 治 基 本 条 例 第 20 条 の 施 行 期 日 を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て

第 74 号 議 案 穴 粟 市 住 民 投 票 条 例 の 制 定 に つ い て

日 程 第 9 第 75 号 議 案 穴 粟 市 起 業 家 支 援 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 1 0 第 76 号 議 案 穴 粟 市 過 疎 地 域 自 立 促 進 計 画 の 変 更 に つ い て

日 程 第 1 1 第 77 号 議 案 平 成 30 年 度 穴 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 )

第 78 号 議 案 平 成 30 年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

第 79 号 議 案 平 成 30 年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

第 80 号 議 案 平 成 30 年 度 穴 粟 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

第 81 号 議 案 平 成 30 年 度 穴 粟 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第

- 1号)
- 第 82号議案 平成30年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 83号議案 平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 84号議案 平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 85号議案 平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 86号議案 平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 87号議案 平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 第 88号議案 平成29年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 89号議案 平成29年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 90号議案 平成29年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 91号議案 平成29年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 92号議案 平成29年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 93号議案 平成29年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 94号議案 平成29年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 95号議案 平成29年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 96号議案 平成29年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成29年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成29年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

- |         |          |  |
|---------|----------|--|
| 日程第 1 3 | 第 99号議案  | 事務用パソコン購入契約の締結について                             |
| 日程第 1 4 | 第 100号議案 | 校務用パソコン購入契約の締結について                             |
| 日程第 1 5 | 報告第 4号   | 宍粟メイプル株式会社平成29年度決算書及び平成30年度事業計画書等の提出について       |
|         | 報告第 5号   | 播磨いちのみや株式会社平成29年度決算書及び平成30年度事業計画書等の提出について      |
|         | 報告第 6号   | 有限会社伊沢の里平成29年度決算書及び平成30年度事業計画書等の提出について         |
|         | 報告第 7号   | 公益財団法人しそ森林王国観光協会平成29年度決算書及び平成30年度事業計画書等の提出について |
|         | 報告第 8号   | 公益財団法人宍粟市文化振興財団平成29年度決算書及び平成30年度事業計画書等の提出について  |

#### 本日の会議に付した事件

- |         |            |   |
|---------|------------|---|
| 日程第 1   | 会議録署名議員の指名 |   |
| 日程第 2   | 会期の決定      |   |
| 日程第 3   | 第 68号議案    | 宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正の専決処分（専決第1号）の承認について      |
| 日程第 4   | 第 69号議案    | ふるさと宍粟寄附金条例の一部改正の専決処分（専決第2号）の承認について       |
| 日程第 5   | 第 70号議案    | 訴えの提起の専決処分（専決第3号）の承認について                  |
| 日程第 6   | 第 71号議案    | 平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の専決処分（専決第4号）の承認について |
| 日程第 7   | 第 72号議案    | 宍粟市長等政治倫理条例の制定について                        |
| 日程第 8   | 第 73号議案    | 宍粟市自治基本条例第20条の施行期日を定める条例の制定について           |
|         | 第 74号議案    | 宍粟市住民投票条例の制定について                          |
| 日程第 9   | 第 75号議案    | 宍粟市起業家支援条例の一部改正について                       |
| 日程第 1 0 | 第 76号議案    | 宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について                      |
| 日程第 1 1 | 第 77号議案    | 平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）                    |
|         | 第 78号議案    | 平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算                 |

( 第 1 号 )

- 第 79号議案 平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)
- 第 80号議案 平成30年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 81号議案 平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 82号議案 平成30年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 83号議案 平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 84号議案 平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 85号議案 平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 86号議案 平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 87号議案 平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 1 2 第 88号議案 平成29年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 89号議案 平成29年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 90号議案 平成29年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 91号議案 平成29年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 92号議案 平成29年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 93号議案 平成29年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 94号議案 平成29年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 95号議案 平成29年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

- 第 96号議案 平成29年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成29年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成29年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 第 99号議案 事務用パソコン購入契約の締結について
- 日程第14 第 100号議案 校務用パソコン購入契約の締結について
- 日程第15 報告第 4号 宍粟メイプル株式会社平成29年度決算書及び平成30年度事業計画書等の提出について
- 報告第 5号 播磨いちのみや株式会社平成29年度決算書及び平成30年度事業計画書等の提出について
- 報告第 6号 有限会社伊沢の里平成29年度決算書及び平成30年度事業計画書等の提出について
- 報告第 7号 公益財団法人しそ森林王国観光協会平成29年度決算書及び平成30年度事業計画書等の提出について
- 報告第 8号 公益財団法人宍粟市文化振興財団平成29年度決算書及び平成30年度事業計画書等の提出について

応 招 議 員 ( 1 6 名 )

出 席 議 員 ( 1 6 名 )

- |       |         |     |       |           |     |
|-------|---------|-----|-------|-----------|-----|
| 1 番   | 津 田 晃 伸 | 議 員 | 2 番   | 宮 元 裕 祐   | 議 員 |
| 3 番   | 山 下 由 美 | 議 員 | 4 番   | 東 豊 俊     | 議 員 |
| 5 番   | 今 井 和 夫 | 議 員 | 6 番   | 大久保 陽 一   | 議 員 |
| 7 番   | 田 中 孝 幸 | 議 員 | 8 番   | 浅 田 雅 昭   | 議 員 |
| 9 番   | 田 中 一 郎 | 議 員 | 1 0 番 | 神 吉 正 男   | 議 員 |
| 1 1 番 | 飯 田 吉 則 | 議 員 | 1 2 番 | 大 畑 利 明   | 議 員 |
| 1 3 番 | 林 克 治   | 議 員 | 1 4 番 | 榎 橋 美 恵 子 | 議 員 |
| 1 5 番 | 西 本 諭   | 議 員 | 1 6 番 | 実 友 勉     | 議 員 |

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	宮崎一也君	書記	小谷慎一君
書記	岸元秀高君	書記	小椋沙織君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	中村司君
教育長	西岡章寿君	企画総務部長	坂根雅彦君
まちづくり推進部長	富田健次君	市民生活部長	平瀬忠信君
健康福祉部長	世良智君	産業部長	名畑浩一君
建設部長	花井一郎君	一宮市民局長	上長正典君
波賀市民局長	坂口知巳君	千種市民局長	津村裕二君
会計管理者	榎谷米男君	総合病院事務部長	志水史郎君
教育委員会教育部長	前田正人君	農業委員会事務局長	西村吉一君

(午前 9時30分 開会)

議長(実友 勉君) 皆さん、おはようございます。第81回宍粟市議会定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月に入り、朝夕少しは涼しさを感じられるようになった今日、議員各位には、御健勝にて今定例会に御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に付議されます諸議案は、条例の一部改正や補正予算等の専決処分、また、宍粟市長等の政治倫理条例、宍粟市住民投票条例などの条例の制定や一部改正、各会計の補正予算及び平成29年度宍粟市各会計の決算の認定など、33議案と6件の報告が上程されています。後刻詳細については、市長より説明がございますが、円滑に、かつ適切妥当な結論に達せられますよう、切にお願いを申し上げます。

さて、今年の夏は災害の夏とでも言いましょうか、6月の大阪北部の地震災害をはじめ7月には平成30年7月豪雨災害、台風の襲来、そして異常までの暑さとすさまじいものでございました。なお、台風には南の海上で次々と発生をしており、台風21号においては、今日、明日にも来るかもわからない状況でございます。自分の身の回りのことは、常日ごろから十分注意し、それぞれが災害に対応できるよう、心がけなければなりません。

7月豪雨では、当宍粟市におきましても、多くの災害が発生をいたしました。人命が失われるという大変悲しい事態が起きました。お亡くなりになりました方、また被災されました方には心よりお悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます次第でございます。

また、市長はじめ職員の皆様には警戒から災害対応、復旧対応、そして今も続く復興対応などの御苦勞に感謝を申し上げます。

さらに、災害を受け、国や県、他の自治体からの支援、また、特に地域や自治会、各種団体の皆様方の支援、全国の多くからの皆さん方から義援金や励まし、土砂撤去などにボランティアとして参加いただいた方々など、多くの方々に御支援、御尽力をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

この災害に対し、今回の議案にも上程されておりますが、当宍粟市におきましては、早期復旧、早期復興が喫緊の課題でございます。

少子高齢化、人口減少問題等、まだまだ多くの諸問題を抱えています。どの問題をもおろそかにすることはできません。今こそ宍粟市民一丸となって、これらの諸問題に立ち向かわなければなりません。

このような状況の中、私たち議会と執行機関は、未来の宍粟市のために言論の府として、政策を議論し、速やかに行動に移すことが求められています。

議員各位並びに当局には、諸般の議事運営に御協力を切にお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

市長、挨拶をお願いします。

市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。本日、第81回宍粟市議会9月定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

先の平成30年7月豪雨により、被災された皆様に、改めて心よりお見舞い申し上げます。

この災害におきましては、揖保川・千種川の本流から支流、そして谷川など、河川の氾濫や山地崩壊等により、その濁流や土砂により多くの住宅が被害を受けました。また、電気、水道、光ケーブルといったライフラインに加え、道路網の寸断、農地、山林に至るまでさまざまな影響が出たところであります。とりわけ、尊い命が失われたことは痛恨の極みであります。

災害発生から2カ月が経過しようとしておりますが、この間、地域の助け合いやボランティアの皆さんの御協力により、被災された家屋の清掃や片づけにもめどが立ちつつあり、ライフラインも概ね復旧し、徐々に落ちつきを取り戻しつつあります。

今回の被災に対し、市民の皆様をはじめとして全国から多くの御支援、激励を賜りました。改めて感謝を申し上げます。

しかしながら、現状におきましては、被害の全容は完全には把握ができていない状況ではありません。そんな中、明日から大変強い台風21号が上陸する予想であります。さらには、今から迎える台風シーズンにあたり、少しの雨でも、いつ何が起こるかわからない状況にあります。引き続き、安全・安心には万全を期さなくてはならないと、このように考えておるところであります。

そんな中、7月、8月にかけて、市内各地では災害復興を祈念する形で夏祭りやさまざまなイベントを開催をしていただきました。私も地域へお伺いする中で、商工会青年部の皆様をはじめ若い方々がスタッフや裏方として活躍なされ、宍粟市を盛り上げようとされている姿を拝見し、頼もしく感じるとともに、速やかに復興に取り組み、元気な宍粟市を取り戻す必要があると強く感じておるところであります。



す。

さて、今定例会におきましては、近年の猛暑が災害級の暑さで、連日のように熱中症による被害者が出る状況となっていることから、学校・園への猛暑対策を速やかに進めるための補正予算などを含めた平成30年度一般会計補正予算や宍粟市長等政治倫理条例の制定、さらに宍粟市住民投票条例の制定、宍粟市起業家支援条例の一部改正、平成29年度一般会計歳入歳出決算の認定等々、33議案の上程を予定しております。

議員各位には慎重に御審議賜り、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） ただいまから、第81回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、本日市長から地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条第1項の規定により、報告5件が提出されております。

報告3、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告4、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写しのとおりであります。

報告5、本日市長から議案33件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（実友 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

2番、宮元裕祐議員、3番、山下由美議員、以上、両議員をお願いをいたします。

## 日程第2 会期の決定

議長（実友 勉君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月5日までの33日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から10月5日までの33日間に決定いたしました。

## 日程第3 第68号議案

議長（実友 勉君） 日程第3、第68号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正の専決処分（専決第1号）の承認についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第68号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正の専決処分（専決第1号）の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

福祉医療費助成事業につきましては、兵庫県の補助を受け実施しておりますが、このたび兵庫県が制度改正を行ったことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、本制度の対象となる市民の市町村民税の所得割額の算出にあたり、地方税法第318条に規定する賦課期日において、政令指定都市の区域内に住所を有する者であったときは、政令指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算出するよう一部改正を行うものであります。

なお、今回の一部改正につきましては、兵庫県の制度改正が7月1日から行われたことにより、早期に対応する必要があり急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第68号議案は、文教民生常任委員会に付託します。

#### 日程第4 第69号議案

議長（実友 勉君） 日程第4、第69号議案、ふるさと宍粟寄附金条例の一部改正の専決処分（専決第2号）の承認についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第69号議案、ふるさと宍粟寄附金条例の一部改正の専決処分（専決第2号）の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

ふるさと宍粟寄附金につきましては、条例に規定する用途に限定し活用しておりますが、このたびの平成30年7月豪雨に伴う災害復興支援につきましても寄附金を活用できるよう、条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、寄附金の用途につきまして、「市長が適当と認める事業」を追加するものであり、このたびの豪雨に伴う災害復興支援としまして、土砂や流木の撤去支援に充当しようとするものであります。

なお、今回の一部改正につきましては、今般の災害に早急に対応する必要があったため、地方自治法第179第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第69号議案は、総務経済常任委員会に付託します。

#### 日程第5 第70号議案

議長（実友 勉君） 日程第5、第70号議案、訴えの提起の専決処分（専決第3号）の承認についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第70号議案、訴えの提起の専決処分（専決第3号）の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

相手方は、生活保護法第63条に基づく返還金476万5,609円を滞納しており、再三

にわたる督促にも応じないことから、今回、訴えをもって債権の確保を図ろうとするものであります。

なお、訴えの提起につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるべきものであります。急を要する案件であったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第70号議案は、文教民生常任委員会に付託します。

#### 日程第6 第71号議案

議長（実友 勉君） 日程第6、第71号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の専決処分（専決第4号）の承認についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第71号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の専決処分（専決第4号）の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、平成30年7月豪雨が本市にもたらした災害に早期に対応すべく、当該災害に係る救助費及び復旧費について補正を行ったものであり、歳入歳出をそれぞれ4億6,901万9,000円増額し、補正後の総額を239億5,675万9,000円としたものであります。

歳出につきましては、総務費では、今回の災害支援のため多くの皆様からいただきました寄附金を活用するため、当該寄附金のプナ基金への積立金を計上しております。

民生費では、災害救助費として、災害見舞金や災害弔慰金、被災者生活再建支援金のほか、被災住宅の土砂撤去補助金や応急修理費、災害廃棄物の収集運搬等費用に加え、被災児童・生徒への通学支援費用など6,840万7,000円を計上しました。

また、災害復旧費では、応急復旧に要する費用を主なものとして、3億9,650万

5,000円を計上しました。内訳としましては、各種公共施設の土砂撤去に係る工事費や補助金、応急修繕費用のほか、災害査定のための測量や設計業務委託料も早期復旧を進めるため、あわせて計上しました。

歳入につきましては、災害救助法の適用による交付金や、災害に係る各種国県補助金、また特別交付税を見込むほか、災害復旧事業債を活用することとしております。加えて、ふるさとづくり寄附金を一定額計上するほか、さらに必要となる財源につきましては、財政調整基金を活用することとしています。

以上、補正予算の概要を御説明申し上げましたが、これにつきましては、今般の災害に早期に対応する必要があり急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

何とぞ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第71号議案は、予算決算任委員会に付託します。

日程第7 第72号議案

議長（実友 勉君） 日程第7、第72号議案、宍粟市長等政治倫理条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第72号議案、宍粟市長等政治倫理条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

市政は、市民の皆様のご厳粛な信託のもとに行われる必要がある中で、市長をはじめとする副市長、教育長の特別職は、市政の運営に大きな決定権限を有しております。

市長等特別職には、市民の信頼と負託に応えるため、ふだんから倫理観の向上に努め、市民から疑惑や不信を招くことのないよう、市政の運営に真摯な態度で臨むことが求められております。

このように市民の皆様からの信頼に応えるべく基盤を整備し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的として、この条例を制定しようとするものであります。

この条例の内容は、市長等が遵守すべき政治倫理基準として、市民全体の代表として品位と名誉を損なうような行為や不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと、また、常に人格と倫理の向上に努めること、さらには、地位を利用して市との請負契約において特定の業者に有利な計らいをしないことなどを規定しています。

また、工事請負契約等については、地方自治法で本人が地方公共団体に対して請負人等になることが禁止されておりますが、配偶者や一親等の親族が経営する法人等も、市民からの疑惑を持たれないようにするため、原則、辞退届を提出することとしております。

なお、遵守すべき事項について疑義がある場合には、市民が調査請求をすることができる規定等につきましても、整備をしております。

以上、条例の概要を御説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、諸事情等々御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 12番、大畑です。ただいま市長のほうから提案ございました市長等の政治倫理条例について、何点か質疑をさせていただきます。

今回の条例は新しい条例の制定ということでございますので、幾つか確認の意味でお願いをしたいと思います。まず最初に、兵庫県下でこういう政治倫理条例を策定している市町はどの程度あるのかということをお伺いしたいと思います。

また、それら策定されている市町と、今回宍粟市が提案をされている条例の違いがあるようであれば、その相違点についてお伺いしたいと思います。

それと、先ほど市長のほうからおっしゃいました4条の政治倫理基準、ここに案では六つの禁止事項が明記をされておるわけですが、私は大事ものが漏れているのではないかなというふうに考えております。それは、先ほど言われました市長等には大きな決定権限というのがあります。市が行う決定権限の中には、許可であったり、認可であったり、いわゆる許認可などの処分が含まれると思いますが、こうい

うものに関する有利な取り計らい、あるいは不利な扱い、そういうことを禁止をされなければいけないというふうに思いますが、この六つの中にはどこを探してみてもそういう許認可等に関する規定がございませんので、それらについて、どのような考えがあるのかをお聞かせをいただきたいと思えます。

それと、その第4条の倫理基準の中の6号で、寄附の禁止行為が定めてございます。政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄附は受けてはならないということでございますが、本来、公職選挙法あるいは政治資金規正法、そういうもので寄附の禁止規定があるわけでございますので、それ以外に禁止規定を設けなければいけない寄附というのはどういうものがあるのか、それについて教えていただきたいと思えます。

それから、また、寄附に関しては我々市議会議員にも倫理条例というのは設けてございまして、その中には後援団体も含むようになってございますが、今回のこの市長等の政治倫理条例には後援団体の記述がございません。これについてどのような見解だったのか、お伺いしたいと思えます。

それと、最後ですが、調査請求権、この政治倫理基準に違反しているという疑いがあれば、市民のほうから調査請求ができるようになっておるわけでございますが、この調査請求の代表者に意見陳述をする機会が設けられていないというふうに思えます。この施行規則も添付していただいておりますが、この中を探してもそういう意見を述べる機会、考え方を述べるような機会が市民に与えられていないわけですが、それらについてのお考えをお伺いしたいと思えます。

以上で1回目を終わります。

議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） それでは、私のほうから御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の県内の市町の策定状況でございます。県内では、議会議員の皆さんの条例もあわせて制定をしておる自治体を含めて9市町がこの政治倫理条例の制定をしておるところでございます。

続いて、他市の政治倫理条例との違いということでございます。まず、1点目は先ほども申しましたけども、議会議員の皆さん等も含めた条例を制定しておる市、それが3市ございます。それから、県内の市では、配偶者等の請負契約、これの辞退条項を規定をされていない市が多いと。県内では6市町がその規定を設けており

ません。三つ目は、市民の請求権の人数、この違いが大きいかというふうに思っています。

以上、3点が主な違いかなというふうに考えておるところでございます。

続いて、許認可の処分に関する条項がないではないかというところでございます。

当然市が行う許認可の処分に関する有利または不利な取り扱い行為は当然行ってはいけないという行為と考えておるところでございます。

今回の条例で、市の事務を執行する上で、特定の市民あるいは業者の方に有利、不利な取り扱いを行ってはならないという意味で、今回提案をしておるところでございますが、倫理条例には具体的なところを明記はしておりません。ただ、許認可の業務を行う上では、市長の権限において市が組織として行うものでありますから、第4条第4号に規定をしております職員の公正な職務執行を妨げ、またはその職務もしくは地位を不正に行使する働きかけをしないこと。そういう規定を設けておるところでございます。この規定において一定御指摘の点については対応できるというふうに考えておるところでございます。

それから、次ですが、公職選挙法だったり政治資金規正法等で禁止されている以外の寄附とは、どのようなものかという御質問でございます。

市長は政治活動において年間150万円までの物品等の寄附を受けられるということになっております。市との契約等を予定をしておる企業の代表者、そのような個人から寄附を受けるということにつきましては、特定の個人を有利な扱いをするというようなことに受けとめられるおそれがあるということから、そういう寄附を指して今回規定をさせていただいておることでございます。

それから、後援団体の記述がないのではないかというような御質問でございます。

この条例につきましては、市長等の個人の倫理基準、このようなことを規定をしておるところでございます。そういう意味をもって制定をさせていただくものでありますので、後援団体の規定については今回行っていないというところでございます。

それから、調査請求代表者の意見陳述の機会、これを設けるべきではないかということでございます。審査会の職務としまして、市民から調査請求された内容の蓋然性を調査あるいは審査する機関であるということでございます。このことから、条例第7条の審査会の職務の中に、関係人から事情聴取あるいは資料提供その他の必要な調査を行うことができるということとしております。この調査・審査の過程において、調査請求された内容についての事情聴取あるいは意見陳述、そういった



ものが求められるということになっておりますので、今回請求人からの意見陳述の機会の規定、そういうものは設けていないということでございます。

以上、御質問にお答えをさせていただきました。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 一定程度理解はできたんですが、まず、最初に言いました倫理基準の中の許認可関係が漏れているんじゃないかということ、これは県下だけじゃなくていろいろほかの既に条例制定している市町を見ますと、明確に4条の中にうたい込んでいるんですね。契約なんかとあわせて、例えば今回でありましたら、この3号に工事の請負契約、業務委託契約云々、こういうものに関して有利な、あるいは不利な扱いをしてはいけないという、この3号の規定プラス許認可というものが含まれている市町も結構あるわけです。今、部長のほうから、この4号の中に入れていたということをおっしゃったんですが、なかなかそういうことが読み取りにくいというふうに思うので、私は新たに項目を設ける必要があるという認識を持っております。

ただ、ここに含まれているというふうに言われるのであれば、この条例全体に逐条解説のようなものをきちっとつくられて、市民に公開をされる予定があるのかどうか、それをちょっとお伺いをしたいと思います。

それと、もう1点は、後援団体の記述がないものについても、これもある市、記載がない市、それぞれございますが、今御答弁があったように、これは市長等の倫理条例だということをおっしゃいましたけども、よくいろいろ国会なんかで問題になっているのは、政治団体の抜け道として寄附が行われたりしているところがございますから、やっぱりその政治団体も含めて潔癖であるということを示しておく必要があるんじゃないかなというふうに感じますので、もう一度そのあたり再度答弁をお願いします。

それから、最後のところはわかりました。そういうことであれば、そのこともそういう機会を設けることが、条例の施行規則の中の審査会の運営のところ、それが出てまいりませんので、その辺の規則はそちらで改正していただければと思うので、もし施行規則を改正してもいいということあれば、そこに請求者から意見を聞くというようなことも設けられたらどうかなというふうに思いますが。

以上、もう一度御答弁をお願いします。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 許認可の関係については、県内の市の条例も拝見を

させていただく中で明記をしておるところ、していないところ、分かれておるところでございます。

私どもの今回の提案をさせていただいておる条例の中では、この許認可のことも大変重要な案件でございます、大切なことだという認識は強く持っておるところでございますが、ここの明記を個々に例示をしていくということになりますと、全てがそれを網羅できるかというところになりますと、なかなかそうならない部分が出てくるというところで、私どもの今回の提案では総論的なところで、こういう種類の行為はしてはならないというところの部分で表記をさせていただいていると。いろいろ考えはあろうかと思いますが、条例の総枠としてその行為を禁止をするという手法をとらせていただいたというところでございます。

逐条解説を公表する予定があるかということでございますが、現状のところ逐条解説というしっかりしたものを策定をしておるわけではございませんが、考え方というところについては、全てこれはこうだという考え方をもって今回条例提案をさせていただいておりますので、このことについては今後検討させていただきながら、市民の皆さんにも周知をする方法を検討していきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、後援団体については、先ほども申しましたように、この件につきましても県内でもいろいろ分かれております。全てが後援団体を規定をしておることではないわけでございます、宍粟市の今回の提案の中で後援団体をどうするかという議論もさせていただきました。冒頭御答弁をさせていただいたように、今回は市長あるいは副市長、教育長、それぞれその役職にある者の倫理基準を定めるというところに特化をさせていただいたというところで御理解をいただければなというふうに思います。

最後に、意見陳述の関係について、規則で定める意思があるかということにつきましては、今後ちょっと調整をさせていただきたいというふうに思います。

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第72号議案は、総務経済常任委員会に付託します。

#### 日程第8 第73号議案～第74号議案

議長（実友 勉君） 日程第8、第73号議案、宍粟市自治基本条例第20条の施行期日を定める条例の制定についてから第74号議案、宍粟市住民投票条例の制定についての2議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第73号議案及び第74号議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第73号議案、宍粟市自治基本条例第20条の施行期日を定める条例の制定につきましては、同条例の附則において、住民投票について規定する第20条は、「別に条例で定める日から施行する」としていることから、その施行期日を平成30年10月1日と定めようとするものであります。

次に、第74号議案、宍粟市住民投票条例の制定につきましては、自治基本条例第20条第4項において、「住民投票に関し必要な事項は、別に定める」と規定していることから、住民投票に付することができる事項、市民が住民投票を請求する手続、投票資格者、請求に必要な必要署名数、成立要件など、住民投票に関し必要な事項を条例で定めようとするものであります。

市の最高規範である自治基本条例に定めるとおり、住民投票制度は、市政運営に係る重要な事項について、市民の意思を確認する重要な市民参画の制度であると考えます。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第74号議案、住民投票条例の制定について幾つか質疑をさせていただきます。

この未施行の20条というのがちょっと手元になくて、どういうことが20条に列記してあるのかわからないのですが、それも含めてまた説明いただければというふうに思いますが、まず、基本的にこの自治基本条例に定めてあります20条というのは、条例の第2節の参画と協働の仕組みづくりの一つというふうに考えてよいかと思いますが、その認識に間違いはないかお尋ねをいたします。

そこで、今回、条例が新しく制定をされるわけですけれども、四つの条文の中で少し論点について質疑をさせていただきます。

一つは、5条の住民投票の発議権です。ここには市民はもちろんでございますが、市長の発議権も認められておりますが、本来市長は自ら条例制定などの発議権を持っておられるので、市長にこの発議権を認める理由は何なのかなということをお願い

ます。ここは20条に根拠があるのかもわかりませんが、なぜそういう根拠規定を設けているのかということをお伺いしたいと思います。

私は、冒頭言いました市民の参画と協働の仕組みづくりというのであれば、市民の発議権だけでいいんじゃないかなというふうに思ったわけですが、その市長にあるのはなぜかということをお伺いします。

それから、第6条の住民投票の形式でございますが、これについては、二者択一の賛否を問う形式としなければならない。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでないということで、二者択一以外の方法が市長の権限に委ねられています。この二者択一以外に必要なだというような判断をされた場合に、その判断は当然市長がされるのかというふうに思いますが、その判断が妥当かどうかというのは誰がチェックをするようになっているのかということをお伺いをしたいと思います。

それから、第15条住民投票運動についてであります。市の重要な事項について、住民に投票でもってその賛否等の意思を伺う運動というのは、普通の公職選挙法とは違って、あまり規制をかけるものではないというふうには思われます。そういう条例のつくり方になっているというふうに思います。しかし、かといって、何でも自由ということではなしに、公平な住民投票運動が行われるためには、一定の行為に対する制限が行われるべきというふうには思います。

そこで、今回、提案されております第15条第4項の1号、この買収、脅迫、その他不正の手段ということと、それから第2号にあります市民の平穏な生活環境を侵害する行為、非常に抽象的なので、これ主観的な判断をされてしまうと、住民投票運動そのものに規制がかかってしまうというような気もするので、この辺をどのように解釈をされているのかということと、具体的な例示というものを示される考えがあるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、最後、25条の成立要件のところでございますが、今回の条例では、成立要件を2分の1ということにされています。その2分の1に満たない投票については、一切開票作業、その他作業を行わないということで、一切開票しないということにされております。

これは、パブリックコメントでもいろいろ意見が出ていたと思いますが、私も一定の住民投票に対する重みというものから考えて、成立要件は当然必要かなというふうに思うわけですが、2分の1以上を成立要件として、そこで成立宣言をして開票していくというのはわかるんですが、不成立の場合に対しても不成立宣言をして、一定開票作業を私はすべきじゃないかなというふうに思っているんです。

それはなぜかといいますと、やはり相当な費用をかけていますよね、この投票に対して。あるいは一番肝心なところは、まず最初に、この住民投票条例をつくっている趣旨は、市民の参画と協働の仕組みづくりということであれば、やはりその結果を尊重するかかどうかには優位性はあると思いますが、2分の1に満たなかったとしても、市民がどういうふうな意思表示をされているのかということを開票して明らかにしていけないと、市政に対する参画と協働の機運というものは高まっていかないのではないかなというふうに思います。当局は、多分2分の1未満のものも開票してしまうと、そのことが影響してしまうというふうに思われるかもわかりませんが、それは不成立宣言と尊重義務のところの優劣の問題で判断できると思いますので、その辺、何も開票もしないということになると、全てが無駄になってしまうと思うので、その辺についてちょっと考え方を聞かせてください。

議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） それでは、御答弁をさせていただきます。

まず、最初の参画と協働の仕組みづくりとして制定するものかという御質問でございます。全くそのとおりでございます。自治基本条例の20条の住民投票、これにつきましては、第2節の参画と協働の仕組みの中に市民の意思確認のための最終手段として位置づけております。制度として担保するために規定をしており、参画と協働の仕組みづくり、この最終手段として制定をするものでございます。

続いて、市長に発議権を認める理由は何かということでございます。自治基本条例20条でございますが、20条の第1項には、市民の皆さんが住民投票の実施を請求することができるという規定でございます。第2項につきましては、市長は住民投票を実施することができるという規定を設けております。3項に結果の尊重、4項については、その他住民投票に必要な事項は別に定めると。この4項立てで規定をしておるところでございます。

今回、市長に発議権を求めるというのは、まずは自治基本条例の第20条第2項、これに基づいておりますが、例えば議会と市長の間で十分な議論を重ねてきながら、最後に意見が相違をするという場合については、市長はその最終確認の手段として住民投票を実施をできるということで考えておるところでございます。

それから、3点目の二者択一以外の方法はなぜ必要かというところでございます。また、その妥当性について、誰がチェックするのかというような御質問だったと思いますが、基本的には二者択一であるべきだろうというふうに思っておりますが、

具体の例を申し上げますと、例えば廃置分合の関係で合併をする、A市と合併をする、あるいはB市と合併をする、あるいは合併をしないというふうに二つ以上の選択肢を市民の皆さんに問うていく必要がある、そんなことも想定されるのではないかとこのところ、二者択一を基本としながらも、三つ以上の選択肢を設けることが想定をされますので、その規定を盛り込ませていただいております。

この判断が妥当かどうかということについては、個々具体の案件について、市長のほうで判断をさせていただくということになるかと思います。

それから、4点目の公正な住民投票運動の制限規定は抽象過ぎないか、あるいは具体的例示は何に定めるのかというようなことですが、買収あるいは脅迫以外でも投票所における投票の指示、あるいは演説の妨害、投票資格者の自由な意見を拘束し、または干渉する行為として不正な手段であれば、住民投票運動の禁止行為となると考えております。

また、市民の平穏な生活環境を侵害する行為としましては、大音量による連呼、あるいは街頭演説、早朝だったり深夜の戸別訪問、そのようなことが考えられるのではないかとこのように思っております。

これらの具体的な例示につきましては、住民投票条例の逐条解説、このことをこの条例が可決されれば、その公布とともに広報をしていきたいというふうに考えておりますので、その中で明示をするということを考えております。

5点目につきましては、過半数に満たない投票についても開票し、結果を公表すべきではないかということですが、先ほど大畑議員も言われてましたように、このことについては、市民、議会、市に結果的に尊重義務がある中で、投票率が低い場合には、少数の考え方が公表することによって混乱を招くということについては、我々もその認識で今回の条例を提案をさせていただいております。

投票結果に一定の信頼性を確保すると、あるいは担保するという意味合いで投票の資格者の2分の1の成立要件として定めておるところですが、そうだったとしても、結果は不成立として、公表すべきではないかという御指摘ですが、そのことについてはそれ以後の混乱を助長する危険性もあるという考えの中で、今回そのことはしないというところでの提案をさせていただいております。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 2回目、住民投票の形式のところで、そういう合併の是非

かだけじゃなしに、どちらとも言えないという三つ目の選択肢とおっしゃるんですが、あまり使われないうふうというふうに、私が心配するのは、むしろそういう第3の選択肢を持つことで、ぼかしてしまうおそれがあるといえますかね、是か非かということについての市民の意思表示が薄まってしまうおそれがあるのではないかなということもちょっと危惧しましたので、やっぱり二者択一、そういうことで投票に呼びかけていく、重要な政策ですので、やはりそこははっきりしていかないと、どちらでもないみたいな形の住民投票条例をつくるのはどうかなという感じがいたしております。

それから、住民投票運動のことについて、逐条解説でということは理解できました。ここはあまり規制が強化されないということをお求めおきたいと思っております。

最後の成立要件なんですけど、もう1点だけちょっと、もう少し結果尊重のところで、やはり市長側あるいは議会側をもう少し信用してもらいたいと思うんですよ。数が50を切ったとして、その結果について、そのことで結果がひとり歩きするのを恐れておられるのかもわからないけど、私が言ってるのは、一つは費用の無駄ということ。何もしないわけですから、選挙なんか20%、30%の投票率でも全部開票して当選者が決まってしまうわけなんですけど、これ50%以上なかったら開票もしないわけですね。となったら、そこまでかけてきた費用が全く無駄になってしまうということと、それから、言いました、市民の参加意欲というのは、もううせてしまって、住民投票をつくったけども、この住民投票条例自体の仕組みが生かされないようになってしまうんじゃないかなという、そういうおそれを感じるんですね。ですから、そういう対応を一切何もしないということでのマイナス部分をどのように議論されてきたのか、もう一度お伺いします。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） まず、1点目の二者択一の件であります。私の1回目の答弁が少し言葉足らずであったのかなと思います。例えば例示として挙げました廃置分合の関係については、例えばA市と合併する、B市と合併する、あるいは合併しないという選択肢もある。そういう選択肢が三つ以上になってくる可能性もあるというところで設けておる規定でございます。

よく御存じのとおり、ただし書きでございますので、まずは原則は二者択一だということに進めていくわけでございますが、ややもすると、そういうことだけではなかなか対応し切れないことも一定想定をすべきだということでの規定ということで御理解をいただければなと、そんなふうに思っています。

それから、2点目の過半数に満たない部分については、非常にいろんな考え方が出てくるだろうというふうに私も感じております。ただ、他市町の例も参考にしながらいろいろ検討する中で、特に例えば50%近い投票率のこともありますでしょうし、10%を切って、ほんのわずかというふうな投票率の状況もそれぞれ想定をされる中では、一律的にそのことを規定をしていくことによって、逆に混乱を助長するというようなことにもなってくるのではないかとこのところの部分ではまずは考えていきながら、今回の制定をさせていただきたいというところでございます。

いずれにしても、いろんな考え方はあるかと思いますが、一律にそのことで、そのことを公表するということに対して、いいんではないかということにはなりにくい部分もある、そういうふうな考えての今回の提案でございます。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 最後にします。あとは、委員会のほうにお任せをしますが、不成立宣言というのは、もうはっきりしたらいいと思うんですよ。それは不成立なんだということを前提にして、ただ、不成立だけでも、今言いました費用の無駄になること、それから結果がどうだったのかということ、あるいはパブコメなんかでも心配されておったように、2分の1にもっていかないためのボイコット運動が起こる可能性があるとか、いろんな心配もありましたけど、そのことはさておき、不成立宣言をしっかりとやって、その結果についての尊重義務については優劣の問題があって、それは我々も判断できるわけですよ。不成立のやつについて、とやかく皆さん言うはずないと思うので、何か混乱を招くという混乱というのは何なのか、ちょっとわかりにくいんですね。ですから、その辺と費用の問題あたり、もう少し委員会では詳細に説明をいただきたいなというふうに思います。

最後に、もう1点だけ、今のところでの答弁をお願いします。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 今おっしゃられるように費用が非常に必要になってくる。想定では市長・市議選からしまして公費で負担をする部分では、1,200万円程度は住民投票条例の関係で投票を行うと、あるいは開票まですると、その程度の費用が要るのではないかとこのように想定をしております。裏返せば、それだけ重要な案件を市民の皆さんにも考えていただく必要があることであるというふうに思っております。

混乱を招くというのは、何も議会の議員の皆さんとの間で混乱を招くという意味合いではなしに、市民の皆さんにそういう情報を出すことによって、少数派の意見



という言い方が適切かどうかはわかりませんが、そういったことが我々の思いとは別のところで広まっていく、あるいはそのことで動きがなされていくというようなことの危険性もあるのではないかとこのところ、2分の1以上の一定の皆さんの投票があったものについてのみ開票し、そのことを公表し、尊重していくということにさせていただくのが今の現状の中では一番いいのではないかとこのところ、提案をさせていただいています。この件については、また委員会の中でも御説明をさせていただきたいというふうに思います。

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第73号議案から第74号議案までの2議案は、総務経済常任委員会に付託します。

#### 日程第9 第75号議案

議長（実友 勉君） 日程第9、第75号議案、宍粟市起業家支援条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第75号議案、宍粟市起業家支援条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

現行制度におきましては、新規の事業認定に際して宍粟市産業振興資金利子補給金交付要綱に定める利子補給金及び宍粟市空き家活用推進事業補助金による補助金の二つの制度以外に、市の補助金等を受けていないことが要件となっております。

しかし、地域おこし協力隊起業支援事業や住まいの耐震改修補助事業など、対象経費のすみ分けを行った上で、他の制度との併用による支援を行うことにより、本制度の目的を、より達成することができると考えます。

そこで、今後の地域活性化に向けたさまざまな支援制度等の創設も見据え、他の制度との併用が可能となるよう、条例改正を行うものであり、あわせて産業競争力強化法等の一部改正に伴い文言の整理を行うものであります。

何とぞ原案に賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第75号議案は、総務経済常任委員会に付託します。

日程第10 第76号議案

議長（実友 勉君） 日程第10、第76号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第76号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年12月に策定しました宍粟市過疎地域自立促進計画において計上しております、過疎地域の自立のための振興施策に関連する事業を追加変更し、有利な過疎債を財源として、計画的な振興施策を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容としましては、教育の振興に関する事業としまして、小学校における屋内運動場整備事業を追加計上するものであり、事業内容につきましては、昭和56年建築で37年経過しております千種小学校屋内運動場について、老朽化による雨漏りが発生していることから、屋根の全面的な葺き替えを実施するものであります。

本事業につきましては、児童・生徒の学習や生活の場として、また、地域の人々の社会教育等を基本としたコミュニティの場として、過疎地域の発展と地域力の向上に繋がる事業であります。

何とぞ原案に賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第76号議案は、総務経済常任委員会に付託します。

日程第11 第77号議案～第87号議案

議長（実友 勉君） 日程第11、第77号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）から、第87号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算

(第1号)までの11議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) それでは、第77号議案から第87号議案までの補正予算11議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、地域創生や人口減少対策といった各種施策をより効果的に推進するものに加え、目まぐるしく変わる社会情勢の中、当初予算編成時点では予見できなかった事案に対し早急に対応すること、さらに、7月の豪雨災害への対応といった3項目を軸とした補正予算となっております。

それに加えて、国県補助金の確定による増減や、人事異動に伴う人件費の整理を行うとともに、将来の財政負担の軽減を図るため、前年度決算に伴う剰余金を活用した、繰上償還のための公債費の計上を行っております。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第77号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第3号)ですが、歳入歳出にそれぞれ9億5,852万円を追加し、補正後の総額を249億1,527万9,000円とするものです。

そのうち、豪雨災害に対処するための補正額は1億314万1,000円であります。

初めに、豪雨災害以外の歳出予算の補正内容について、御説明いたします。

冒頭に申し上げましたとおり、人事異動等による人件費、賃金の整理を行うほか、主だった費目ごとの内容としまして、総務費では、総合計画の後期基本計画及び次期総合戦略の策定業務や森林大学校学生住居の追加整備、木育イベントの実施のほか、一宮市民協働センターの建設工事費等の整理を行います。

民生費では、各種福祉サービスや医療費の前年度国県支出金の精算を追加、衛生費では、病院事業など特別会計への繰出金の整理を行っております。

農林水産業費では、農業生産基盤整備事業及び林業基盤整備事業の実施内容確定に伴う事業費の増額を行っているほか、商工費では、まほろばの湯の風呂場畳敷きの経年劣化に伴う修繕料を計上するほか、指定管理施設が緊急対応等をした修繕に係る負担金を追加計上しております。

土木費では、道路用地登記業務や、急を要する道路維持修繕工事の追加、消防費では、詰所の新築に伴う旧詰所の解体工事の追加を行っております。

教育費では、河東小学校駐車場の整備工事を追加するほか、今年度の記録的な暑さで「命の危険がある暑さ」と気象庁も危機感を示す中、児童・生徒の教育環境を

適正に確保するため、幼稚園、小学校、中学校の空調設備の整備費を計上しております。さらに、大阪府北部地震において塀の倒壊により小学生の児童の命が失われるという悲しい事故を受け、本市でも塀の調査を行った結果、文化会館の塀に傾きがあることが判明したため、改修工事費の追加を行っております。

公債費では、将来の財政負担軽減を目的として、前年度決算に伴う剰余金の一部を活用し、繰上償還を実施するための予算措置を講じております。

諸支出金では、都市計画道路用地の先行取得のため、土地開発基金への繰出金を計上しております。

次に、豪雨災害関連の補正内容について、御説明いたします。

豪雨災害に対応するための予算措置としては、緊急を要するものであったため、災害救助費と応急復旧工事費の大部分を専決処分により予算措置を行いましたが、専決時点では見込めなかったものについて、今回補正計上しております。加えて、公共施設の本復旧工事費のうち、単独で実施する工事費について計上しております。

次に、財源となります歳入につきましては、災害分を含めた全体として御説明いたします。

歳入の主なものとしまして、普通交付税については、基準財政収入額が当初の見込みより少なく、交付決定額が当初予算額を上回ったため、増額の補正を行っております。

国県支出金では、地方創生推進交付金やひょうご地域創生交付金の計上、社会資本整備総合交付金の減額など、内示に基づく整理を行い、寄附金では、図書購入及び豪雨災害に係る指定寄附金を計上しております。

繰越金は、平成29年度決算における歳入歳出差引額から繰越明許財源を控除した実質収支額に基づき、その一部を計上しております。

諸収入では、医療費助成事業等の国県支出金の過年度精算金などを計上しております。

市債では、事業の追加計上及び事業費の変更に伴う合併特例事業債及び過疎対策事業債の整理、豪雨災害の復旧事業について災害復旧事業債の活用を行うとともに、臨時財政対策債については、発行可能額確定による減額を行っており、これらにあわせて地方債限度額も変更しております。

また、債務負担行為につきましては、総合計画・総合戦略の作成業務、一宮南中学校区における認定こども園の設計監理業務を追加計上するほか、一宮生活圏拠点施設整備事業の内容変更に伴い、設計監理業務の追加及び建設工事の限度額変更を

行います。

さらに、歳出で申しあげました幼稚園、小学校、中学校の空調設備の整備事業につきましては、全国的な猛暑に伴う空調設備の需要の高まりによる発注の集中に伴い、事業が年度内に完了しないおそれがあるため、繰越明許費を計上しております。

次に、第78号議案、平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員人件費の整理を行うほか、前年度繰越金を財源として前年度療養給付費等精算返還金を計上しています。なお、残る前年度繰越金については基金へ積み立てることとしています。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ1億7,005万4,000円を追加し、補正後の総額を45億2,962万1,000円とするものであります。

次に、第79号議案、平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動等に伴う人件費の整理を行っているほか、経年劣化により不具合を生じている医療機器の購入費を追加計上し、あわせて起債限度額の変更を行っています。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ566万9,000円を追加し、補正後の総額を2億4,316万2,000円とするものであります。

次に、第80号議案、平成30年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上し、歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ981万1,000円を追加し、補正後の総額を5億4,284万2,000円とするものであります。

次に、第81号議案、平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、職員人件費や賃金等の整理、保険給付費を精査して計上するほか、介護給付費負担金等の精算に伴う返還金を追加することとしています。

歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上し、国県支出金や一般会計繰入金の精査を行っています。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ6,353万3,000円を追加し、補正後の総額を48億2,278万4,000円とするものであります。

次に、第82号議案、平成30年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、職員人件費及び賃金等を整理し、財源として前年度繰越金を計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ23万2,000円を追加し、補正後の総額を4,148万

8,000円とするものであります。

次に、第83号議案、平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、職員人件費の整理を行っております。

歳入では、前年度決算に伴う繰越金や維持管理負担金精算金を計上し、一般会計繰入金を減額しております。

補正額は、歳入歳出から、それぞれ52万7,000円を減額し、補正後の総額を18億7,283万2,000円とするものであります。

続いて、第84号議案、平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、職員人件費の整理を行っており、歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上し、一般会計繰入金を減額しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ1万3,000円を追加し、補正後の総額を10億2,265万6,000円とするものであります。

次に、第85号議案、平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員人件費の整理を収益的支出及び資本的支出で行い、収益的支出では、豪雨災害に係る修繕費等を計上しております。また、収益的収入では、国の繰出基準の改正による一般会計からの補助金等の精査を行っております。

支出補正額は1,453万7,000円の増額とし、補正後の支出総額を25億3,313万3,000円としております。

次に、第86号議案、平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出において人件費の整理及び業務内容の見直しによる委託料の精査を行っております。収益的収入においては、今年度に入り外来収益が伸びていることから、外来収益の増額を見込んでおります。また、資本的収入及び支出では、学生貸付金の精査を行っております。

支出補正額は5,227万5,000円の増額とし、補正後の支出総額を46億2,814万7,000円としております。

次に、第87号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費の整理を行うほか、収益的収入において、新たに始まる収入保険業務に係る収入を追加計上しております。

支出補正額は278万6,000円の増額とし、補正後の支出総額を1億1,130万8,000円としております。

以上、補正予算11議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げます。

何とぞ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第77号議案から第87号議案までの11議案は、予算  
決算常任委員会に付託します。

午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時52分休憩

---

午前11時05分再開

議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第12 第88号議案

議長（実友 勉君） 日程第12、第88号議案、平成29年度宍粟市一般会計歳入歳出  
決算の認定についてから、第98号議案、平成29年度宍粟市農業共済事業特別会計歳  
入歳出決算の認定についてまでの11議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第88号議案から第98号議案までの平成29年度宍粟市歳入歳出  
決算の認定11議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度につきましては、全国的に地方創生に向けた取り組みが本格化してい  
く中において、森林から創まる地域創生を加速させるため、地域創生アクションプ  
ランの三つの重点化方針である住まいと環境づくり、彩と生業づくり、生活圏の拠  
点づくりを軸とし、宍粟市の持つ強みを最大限に活かすべく、魅力あるまちづくり  
を推進してまいりました。

一方で、財政健全化も欠かすことができません。合併特例法で優遇されている普  
通交付税が平成33年度まで段階的に縮減されるため、約3億3,000万円の借入金の  
繰上償還により、将来の公債費負担の軽減を図ったところであります。

結果、一般会計におきましては、歳入決算額244億3,697万6,115円に対しまして、  
歳出決算額239億1,625万1,795円で、歳入歳出差引額は5億2,072万4,320円となり、

翌年度へ繰り越すべき財源7,302万7,000円を除いた実質収支額は、4億4,769万7,320円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものとしまして、市税では、たばこ税が売り渡し本数の減により減少となったものの、個人所得の増加に伴う個人住民税の増加や、固定資産税の増加など、市税総額では0.3%の増となりました。

また、普通交付税においては、算定に用いる単位費用の見直しにより複数の科目で需要額が大きく減少したほか、合併に伴う優遇措置の段階的縮減の影響により、約3億6,000万円の減となりました。

また、寄附金では、ふるさと納税で約1億1,000万円の寄附を受けることができ、市債では、小学校の施設整備や中学校の大規模改修、また、市全域が過疎地域に指定されたことで、より多くの事業に過疎債を活用したことにより、約7億7,000万円の増となりました。

続きまして、歳出決算ですが、翌年度への繰越明許費の額を除いた実質の予算額247億5,705万8,000円に対し、執行割合は96.6%となっております。

主な施策としては、まず、総務費では、生活圏の拠点づくりとして、一宮地域における拠点施設（仮称）一宮市民協働センターの設計に着手したほか、千種地域においては検討委員会を設置し、8回の会議を重ね、市民の参画を得ながら拠点づくり計画の策定に向けて検討を進めました。また、県立森林大学校の学生住居としてのシェアハウスを平成28年度に引き続き3棟を整備し、全6棟において学生定員40人中19人の学生が入居しました。

加えて、家原遺跡公園、まほろばの湯を中心とした、一宮北部の活性化と観光拠点づくりを進めるため、御形の里づくり事業として、子ども広場の新設、グラウンドゴルフ場の整備などに取り組みました。また、カヌー競技場として高い評価を得ている音水湖において、大型大会の誘致に向けた施設整備や救助艇の更新を行いました。

さらに、若者・子育て世代の市内への定住を促進するためのマイホームの取得支援を拡充して実施したほか、就職・進学を契機とした転出を抑制するため、市外への通勤・通学費用の助成についても引き続き実施をしました。

民生費では、生活困窮者や生活保護受給者に、生活習慣の改善や就労に対する意欲喚起などの就労準備支援と、求人情報の提供や職場定着支援などの就労支援を一貫して実施し、7名の就労に繋げることができました。また、高齢者を対象として住民主体で健康づくりや介護予防に取り組む「通いの場」を支援し、高齢者の社会



参加、生きがい活動を推進しました。さらに、子育て世代包括支援センターを新たに開設し、妊娠期から子育て期までの切れ目ないサポートの提供に取り組んだほか、出産前後に利用できるサービスを充実させ、安心して子育てができる環境の整備を進めました。加えて、幼保一元化の推進では、戸原小学校区、一宮南中学校区、一宮北中学校区の3校区で認定こども園の整備に着手したほか、人権の推進では、若者フォーラムの開催、ストップモーション動画や歌詞の公募などにより、若年層をはじめ市民の人権意識の醸成を図りました。

衛生費では、平成30年度からの資源物のコンテナ回収に向け、資源物ステーションの設置に取り組みました。また、母子保健事業においては、出産前後の健診費用の助成制度を新たに開始し、子育てしやすい環境整備に取り組みました。

農林水産費では、農業振興として、宍粟牛のブランド強化による畜産業の収益力を向上するための施設整備について支援を行ったほか、宍粟産物の販売促進、新規就農、基盤整備に引き続き取り組みました。また、林業振興では、新規事業体に対して雇用の定着と高性能機械等の導入に必要な経費の助成を行ったほか、森林管理、宍粟材の利用促進、基盤整備を引き続き実施するとともに、市全域において魅力ある景観を創出する宍粟彩りの回廊プロジェクト事業にも引き続き取り組み、桜やもみじの苗を育成しました。

商工費では、商工業振興として、無料職業紹介所を設置し、求職者の早期就職の実現と就業機会の拡大を図ったほか、山崎商店街周辺の町家を活用する賑わいづくりを支援しました。

また、中小企業支援、産業立地促進、起業家支援に引き続き取り組むとともに、より効果的な産業振興方策を導き出すため、地域経済循環調査を実施し、今後の施策展開に有益な基礎資料を得ることができました。観光振興では、宍粟市の観光資源を最大限に活かした「日本一の風景街道」を創造するため、職員プロジェクトを設置し、意見交換や専門家を招いた勉強会などを実施しました。また、道の駅みなみ波賀の施設の利便性、収益性の向上のための改修を行ったほか、森林セラピー、氷ノ山ツーリズムを推進するための各種事業を引き続き実施しました。

土木費では、市道や橋梁整備を計画的に実施したほか、市営中山台団地の建て替えに取り組みました。加えて、かわまちづくり事業として、せせらぎ公園の整備を行い、さらに、最上山公園の老朽施設の撤去、トイレの新設とともに、もみじ等の植栽を行い、誘客性の強化を図りました。

消防費では、消防車両の更新を計画的に実施したほか、消防団員の定住促進を目

的に実施している婚活イベントでは、17組の出会いを生むことができました。また、災害対策では、旧町を単位とした総合防災訓練を実施したほか、災害用備蓄品について必要量を有事に備え確保しました。

教育費では、学校規模適正化による、はりま一宮小学校の開校に向けた整備を行ったほか、安全・安心な教育環境の確保のため伊水小学校屋内運動場改築、山崎西・山崎南中学校大規模改修を進めました。また、ICT活用によるわかりやすい授業づくりのため、指導用タブレットと大型モニターを全中学校に配備したほか、放課後補充学習を拡大して実施し、家庭学習習慣の定着を図り、子どもたちの学力向上を支援しました。さらに、地区生涯学習を推進するための支援を引き続き実施したほか、ラジオ体操やウォーキングの推進、各種スポーツ大会やイベントにより、スポーツの振興と健康の増進を図りました。

続きまして、特別会計の決算の概要を御説明申し上げます。

最初に、国民健康保険事業特別会計につきましては、国民健康保険税や国県支出金、財政基盤安定などに対する一般会計からの繰入金などを主な財源として、医療費給付、高額療養費などの給付を行った結果、歳入決算額52億4,030万9,099円に対して、歳出決算額50億6,682万1,810円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1億7,348万7,289円の黒字決算となりました。

次に、国民健康保険診療所特別会計におきましては、民間の医療機関の少ない波賀、千種の地域医療の核として診療を行うほか、医療機器の耐用年数経過に伴う計画的な更新を行いました。その結果、歳入決算額2億3,631万1,463円に対して、歳出決算額2億3,581万5,715円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに49万5,748円の黒字決算となりました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の保険料の徴収業務などを主としており、歳入決算額5億2,298万2,377円に対して、歳出決算額5億1,316万5,477円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに981万6,900円の黒字決算となりました。

次に、介護保険事業特別会計におきましては、介護給付事業として地域密着型介護の在宅サービスや施設サービスを実施するとともに、老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定を行いました。その結果、歳入決算額45億7,270万7,450円に対して、歳出決算額45億1,116万7,039円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに6,154万411円の黒字決算となりました。

次に、訪問看護事業特別会計におきましては、平成28年度から市内全域にサービ

ス提供範囲を拡大して実施をしておりますが、平成29年度は、歳入決算額3,518万7,962円に対して、歳出決算額3,495万4,560円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに23万3,402円の黒字決算となりました。

次に、下水道事業特別会計におきましては、下水道公共水域の水質保全を目的として、施設の長寿命化や適正な維持管理に努めるとともに、雨水幹線整備に取り組みました。また、地方公営企業法の適用に向けた資産の評価事務も進めており、その結果、歳入決算額18億3,161万3,661円に対して、歳出決算額18億2,158万8,030円で、翌年度へ繰り越すべき財源975万円を除いた実質収支額は27万5,631円の黒字決算となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。下水道事業と同様、市内の各施設の適正な維持管理に取り組むとともに、施設の機能強化を計画的に実施した結果、歳入決算額8億5,076万3,947円に対して、歳出決算額8億5,072万733円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに4万3,214円の黒字決算となりました。

次に、水道事業特別会計決算についてであります。独立採算を基本とした経営のもと、より効率的な経営と安定した水供給の継続を目指し、複水源による安定供給のための水源地確保や老朽施設の更新、適正な維持管理に重点を置いた事業運営を図っております。

決算の概要につきましては、浄水場をはじめ各水道施設の適正維持管理に努める中、当年度の純損失は1億7,114万3,002円となりました。

また、建設改良事業につきましては、老朽管の更新と水道施設の老朽機器の更新を計画的に実施したほか、上水道水源確保事業として、導水管の詳細設計及び導水施設の建設工事を実施しました。

資本的収支における支出決算額は、企業債償還金を含めて10億6,754万9,345円となり、収支としては、5億971万8,870円の不足となっております。この不足する額は、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

今後の経営につきましては、引き続き水道施設の万全の管理指導のもと、安全で良質な水道水の安定供給と、平成28年度に策定しました水道事業経営戦略のもと、企業としての安定経営の確立を目指した取り組みを展開していきたいと考えています。

次に、病院事業特別会計についてですが、医師不足をはじめ地域医療を取り巻く課題が山積する中ではありますが、限られた人員をもって救急医療をはじめとする

地域医療の確保に取り組んでおります。

病院の利用状況は、入院延べ患者数 4 万 9,438 人、外来延べ患者数 9 万 582 人で、前年度と比較すると、入院延べ患者数は 2,669 人の減、外来患者数は 7,893 人の減となりました。

収益的収支につきましては、医業収益で患者数の減少などにより 3.9% の減、医業外収益も 5.7% の減となり、結果として、当年度純損失は 1 億 4,075 万 3,273 円となりました。

また、資本的収支におきましては、老朽化施設の改修・更新や、計画的な医療機器整備などに要する建設改良費及び企業債償還金を支出し、1 億 4,197 万 4,960 円の不足額を生じましたが、これら不足額は、当年度分損益勘定留保資金及び一時借入金で補填しております。

平成 29 年度は、公立宍粟総合病院改革プランの実行 1 年目であり、さまざまな方策を検討し、実施をしました。その中で、病院経営の重要な要素である常勤医師の確保については、招聘活動により、平成 30 年度から、兵庫県養成医師を含む 6 名の常勤医師が勤務することとなりました。また、入院が長期に及ぶ地域包括ケア病棟では、病床数の減少による療養環境の改善にも取り組みました。

今後につきましては、地域に公平・公正、安全・安心な医療を提供するとともに、公立宍粟総合病院改革プランのもと、経営の健全化に取り組めます。

最後に、農業共済事業特別会計についてですが、引き続き共済事業の浸透による基盤強化に取り組み、共済引受の維持拡大と損害防止活動を推進いたしました。

結果、農作物共済、畑作物共済、家畜共済、園芸施設共済の四つの共済勘定並びに業務勘定の決算総額は、総収益 7,596 万 1,511 円、総費用 7,497 万 7,447 円で、当年度の純利益は 98 万 4,064 円となっており、純利益については法定積立金及び特別積立金に積み立てていきたいと考えています。

以上、一般会計及び特別会計合わせて 11 会計の決算の概要を御説明申し上げましたが、この歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第 233 条第 3 項及び第 5 項並びに地方公営企業法第 30 条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、監査委員の意見書及び主要な施策の成果説明書等関係書類を添えて、議会の認定に付すものであります。

なお、この決算の結果、平成 29 年度末の一般会計の財政調整基金残高は 31 億 314 万 5,261 円で、平成 28 年度末と比較して、930 万 9,274 円の増となっております。

また、市の地方債残高は、一般会計と特別会計を合わせますと 601 億 9,464 万

9,000円で、平成28年度末と比較して、13億4,288万3,000円の減となっております。

なお、詳細な決算内容につきましては、決算書及び監査委員の決算審査意見書等を御高覧いただきまして、何とぞ決算の認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

次は質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事の運びにつきましては、後日行いたいと思います。あらかじめ御了承賜りたいと思います。

#### 日程第13 第99号議案

議長（実友 勉君） 日程第13、第99号議案、事務用パソコン購入契約の締結についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第99号議案、事務用パソコン購入契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本事業は、市役所内で稼働している事務用パソコンにつきまして、平成32年1月にウィンドウズセブンのメーカーサポートが終了することから、安定的なセキュリティ状態を維持するため、サポート対応されたパソコンへ計画的に更新するものがあります。

この事務用パソコン300台の購入にあたり、去る8月16日に入札を執行しました結果、イトーオフィスサービス株式会社代表取締役伊藤和久と、契約金額3,548万3,454円で購入契約を締結しようとするものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第99号議案は、総務経済常任委員会に付託します。

#### 日程第14 第100号議案

議長（実友 勉君） 日程第14、第100号議案、校務用パソコン購入契約の締結に

ついてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第100号議案、校務用パソコン購入契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本事業は、市内小中学校教職員の校務用パソコンにつきまして、平成32年1月にウィンドウズセブンのメーカーサポートが終了することから、安定的なセキュリティ状態を維持するため、サポート対応されたパソコンへ計画的に更新するものであります。

今年度は小学校の校務用パソコン223台を購入するにあたり、去る8月16日に入札を執行した結果、株式会社スマートミッション代表取締役山本隆文と、契約金額2,307万9,600円で購入契約を締結しようとするものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第100号議案は、文教民生常任委員会に付託します。

#### 日程第15 報告第4号～報告第8号

議長（実友 勉君） 日程第15、報告第4号、宍粟メイプル株式会社平成29年度決算書及び平成30年度事業計画書等の提出についてから、報告第8号、公益財団法人宍粟市文化振興財団平成29年度決算書及び平成30年度事業計画書等の提出についての報告5件を議題とします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条第1項の規定に基づき、平成29年度決算書及び平成30年度事業計画書等が市長から議長宛てに提出されたものであります。

この報告に対する質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

11番、飯田吉則議員。

11番（飯田吉則君） 報告について御質問申し上げます。第4号、第5号、第6号の報告について、質問いたします。

まず、例年のごとく第三セクターの決算報告はほぼ赤字ということなんでございますけれども、部門によっては明るい兆しが見えようとしているところもあります。しかし、なかなか厳しい状況であることは違いないというふうに考えます。

決算のたびに今まで言われておりますけれども、この事業の監査体制の見直しは進められておるのでしょうか。単に、会計帳簿の記載事項の調査、計算書類及び附属証明書の不備の調査だけではなく、50%以上の出資を行っているからには、その事業運営にも大きな責任を持って臨むべきであり、事業全体を俯瞰して健全経営のためにどのようなアドバイスを行ってきたのか。また、行っていくのか。そういうことについてお伺いしたいと思います。

次に、第5号の播磨いちのみや株式会社からは、宍粟第三セクター運営資金融資の申し込みが行われるなど、待ったなしの対応が望まれていると考えます。平成30年度事業計画に対して市はどのようなかわりを考えておられるのか。

さらには、まほろばの湯については、一宮北部活性化委員会や御形の里づくり事業ということにタイアップして、地域活性化の拠点として期待されている、そういうことでもあります。そこの連携した取り組みはどのように事業計画の中で考えられておるのか、お伺いしたいと思います。

議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） 私のほうから第三セクターにつきましてお答えしたいと思います。

まず、第三セクターの監査体制と、それから事業運営へのアドバイス等、市のかかりについての御質問だったと思いますけれども、これにつきましては、まず最初に、監査体制につきましては、各第三セクターともに2名の監査委員を選出いたしております。それぞれ各会社の業務監査並びに会計監査を行っていただいております。現体制につきましては、適正に執行されているものと判断しております。

続きまして、経営改善の指導、助言等につきましては、平成29年度指定管理者選定審議会による経営の検証を行っております。特に、第三セクターの経営状況について検証いただきまして、答申のほうもいただいております。その答申を踏まえて経営改善に向けての具体的な提案等を市のほうからも行っているところでございます。

また、各会社の会計業務を同一の会計事務所が業務を受託されて、していただいております。そのことにより、会計事務の統一と分析を行い、毎月の月次会議の中で経営分析や課題、改善点等を確認し、経営改善、経営努力のほうに繋げているといったところでございます。

平成30年度では、第三セクターの月1回の月次報告会に市のほうからも管理職のほうが出席し、経営状況を確認するとともに、随時指定管理者選定審議会に経営の状況等も報告しているところでございます。また、このことによって改善に向けて助言等を行っていきたいと考えております。

続きまして、播磨いちのみや株式会社へのかかわりについてでございますが、専門的な経営アドバイザーによる現地調査と改善提案を考えてございます。アドバイザーによる指摘した改善事項等、会社のほうに十分浸透しているかどうか、改善がうまくできているかどうか、こういったことについても振興管理を徹底していきたいと考えているところでございます。

最後になりますけれども、御形の里づくり事業の推進にあたりましては、まほろばの湯と家原遺跡公園は、地域活性化の拠点施設であって、なくてはならない重要な位置づけでございます。これまでに開催されました一宮北部まちづくり委員会に播磨いちのみや株式会社からも出席いただいております。

提出された事業計画の中には具体的な活用記述、事業記述といったところはございませんが、今後、まほろばの湯を活用した具体的な事業が今後とも進んでいくものと感じております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 11番、飯田吉則議員。

11番（飯田吉則君） 先ほど申し上げましたように、監査体制についてなんですけれども、基本的に適正な運営がされておるかという部分についての監査はもう当然完璧ものを求められて、やっておられると思うんですけれども、それを監査した上での先ほどアドバイスをする部分はあるとおっしゃいましたけれども、それがなかなか機能していないというのが現状ではないかなというふうに思います。

そして、その中に市の幹部も入りという部分をお聞きしましたけれども、それでもなおかつ、なかなか思うようにいってないという部分が本当に顕著にあらわれているんじゃないかというふうに思うんですよ。

実際、市民の中からも経営体質というのか、体制というのについてかなり不信感を抱かれているような状況もあろうかと思うんで、そういう部分を一掃して何とか



経営改善を表面的に皆さんによくわかるような改善をしていていただきたい。実質、どっちに向かっているのかという部分がなかなか目に見えてとれない、みなみ波賀の道の駅については、ああいう改造をしてかなり集客が戻ってきている状況が見えるんですけども、逆に今度、播磨いちのみやの道の駅ですとかは、夜5時になったら閉店しておると。まほろばについてもなかなか集客が伸びてきていないという状況の中で、何が本当に必要なのかという部分について、もっと見える状況で進めていていただきたいというふうに思うんですけども、実質そういう部分について、もっともっとわかりやすい改革案を示していただきたいと思うんですけども、その辺についていかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） 審議会の中からもそういった意見が強うございました。まず、3点あったんですけど、一番大きなところ、肝になるところなんですけど、やはり職員の意識改革、このことによって職員力であったり、組織力をアップすること。2点目が待遇とか接客技術の向上。それと3点目、情報発信、これについては市のほうも関係するわけなんですけど、情報発信力が弱いのではないかなあと。こういったところの御指摘がございました。

それにつきまして、それぞれの項目で対応しまして、市でできること、例えば接遇研修であれば、専門のアドバイザーを呼んできての接遇研修等も第三セクターを対象とした研修も実施いたしてございます。

情報発信につきましては、最近やはりホームページ、インターネット等の情報発信が非常に有効かつ効果的です。こういったところにも力を入れるようやっているとございます。ただ、一足飛びにはいってないのが現状でございまして、なかなか満足できる結果に結びついていない、こういったところは市のほうも把握しておりまして、今後とも継続して取り組むことが必要かと考えております。

以上です。

議長（実友 勉君） 11番、飯田吉則議員。

11番（飯田吉則君） 今おっしゃっていただいたこと、本当に積極的に取り組んでいただきまして、従業員さんの接遇については、せんだってもちよっと委員会のほうで利用させていただいたときに、少し委員の中でもそういうお話がありました。それぐらいですので、一般のお客様であれば、もっといろんな意味で感じ方が違うのかなというふうに思います。そういう意味でも、いち早くそういうところを改善していただいて、やはりお客様あってのものであるということが一番を考えていっ

ていただきたいと。それによって働く人の意識も高まるし、また地域での必要性も感じられるというふうに思いますので、絶対になくしてはならないものだということから、我々もこういう苦言を呈するわけですので、その辺をお互いに協力して今からの第三セクターの伸びを見ていきたいとしますので、どうかよろしく願います。その辺についてもう一言願います。

議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） 接遇力の向上といったところで、この9月から全国でアドバイザー事業を展開されております有名な方なんですけれど、この方を2名招きまして、12月にかけて定期的に一月に1回から2回程度の現場の確認であったり、具体的な取り組み、こんなものも考えてございます。

また、地域になくしてはならない存在ということで、それはもう十分承知しております、特にまほろばの湯を中心とした御形の里づくり事業、どちらが先かということもございますけれど、やはり三方のあの地区が拠点となって一宮北部の活性化に繋がっていかなければならないと考えておりますので、特に、あそこには非常に歴史的な建物もたくさんございます。また、新しい地域団体、More繁盛といったような地域で頑張っている団体もございますので、そんなことも十分連携し、またまちづくり委員会とも連携する中で、取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上です。

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、9月11日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時45分 散会）